

熊谷市公共工事中間前金払事務処理要領

平成25年2月28日

訓 令 第 3 号

(趣旨)

第1条 この訓令は、熊谷市契約規則（平成17年規則第68号。以下「規則」という。）第40条第2項の規定に基づく市の発注する土木建築に関する工事に要する経費の前金払に追加してする前金払（以下「中間前金払」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(中間前金払の対象等)

第2条 中間前金払の対象は、1件の請負代金の額が500万円以上で、かつ、工期が60日を超える土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。）において、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する経費とする。

2 中間前金払の割合は、当該工事の請負代金の額の10分の2を超えない範囲内とする。

3 債務負担行為に係る工事の中間前金払の割合は、当該各年度の歳出予算に計上した当該工事に関する予算の額の10分の2を超えない範囲内とする。

4 中間前金払により支払う前払金（以下「中間前払金」という。）の額は、5,000万円を限度とする。ただし、市長が特に認める事業については、この限りでない。

5 中間前払金の額に10万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(中間前金払の要件)

第3条 中間前金払は、次に掲げる要件をいずれも満たしている場合にすることができるものとする。

(1) 工期の2分の1を経過していること。

(2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

(3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1以上の額に相当するものであること。

(4) 当初の前金払を受けていること。

2 債務負担行為に係る工事においては、前項中「工期」とあるのは「当該年度における工事実施期間」と、「既に行われた」とあるのは「既に行われた当該会計年度における」と、「請負代金の額」とあるのは「請負代金の額の当該会計年度における年割額」と、「当初の前金払」とあるのは「当該会計年度における当初の前金払」とそれぞれ読み替えて、前項の規定を準用するものとする。

(中間前金払と部分払の選択)

第4条 受注者は、部分払（次条の規定によりする部分払を除く。）の請求の対象となる工事において、中間前金払又は部分払を希望するときは、当該工事の契約締結時に中間前金払又は部分払のいずれかを選択するものとする。

2 前項の規定による選択について、受注者は、中間前金払又は部分払の選択に係る届出書（様式第1号）を契約締結時に市長に提出するものとする。

3 第1項の規定による選択については、契約締結後において変更することはできない。

(債務負担行為に係る部分払)

第5条 債務負担行為に係る工事においては、各会計年度における当該工事の出来高部分に応じ、当該会計年度の支払限度額の範囲内で、当該年度末に部分払をすることができるものとする。

(中間前払金の認定)

第6条 受注者は、中間前払金の支払を請求しようとするときは、中間前金払に係る認定請求書(様式第2号。以下「認定請求書」という。)に工事履行報告書(様式第3号)を添えて、市長に提出するものとする。

2 市長は、認定請求書を受領したときは、第3条第1項各号に規定する要件を満たしているか否かについて審査し、並びに当該提出の日から起算して7日(市の休日を除く。)以内に、その認定の可否を決定し、及びその結果を中間前金払に係る認定(不認定)通知書(様式第4号。以下「認定通知書」という。)により受注者に通知するものとする。

(中間前払金の請求等)

第7条 受注者は、認定通知書により当該中間前金払に必要な要件を満たしている旨の認定を受けたときは、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社と、当該工事請負契約において定めた工事完成期限(債務負担行為に係る契約の場合にあっては、請求する中間前金払に係る出来高の予定額の完成期限)を保証期限とする中間前金払に係る保証契約を締結し、当該保証契約に係る保証証書を添えて、中間前払金支払請求書(様式第5号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の中間前払金支払請求書を受領したときは、当該受理した日から起算して14日以内に中間前払金を支払わなければならない。

3 中間前払金は、第1項の保証証書に記載された預託金融機関の口座に振り込むものとする。

(中間前払金の額の変更)

第8条 工事内容の変更その他の理由により請負代金を増額又は減額したときは、熊谷市建設工事請負契約約款(平成17年告示(甲)第91号。以下「約款」という。)第34条第3項から第6項までの規定により精算するものとする。

(代理受領の禁止)

第9条 中間前金払を受ける工事契約に係る請負代金については、約款第42条第1項の規定にかかわらず、第三者による代理受領を認めないものとする。

(その他)

第10条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

平成 年 月 日

中間前金払又は部分払の選択に係る届出書

熊谷市長 氏 宛

受注者 住所
商号又は名称
代表者職氏名 ⑩

下記の工事については、
〔 中間前金払 〕
〔 部 分 払 〕 を選択します。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで
請負代金額	金 円
摘 要	

- 注) 1 中間前金払又は部分払のいずれかを選択すること。
2 上記の部分払には、債務負担行為に係る工事において、各会計年度における出来高部分に応じ、当該年度末にする部分払は含まない。
3 契約締結後における選択の変更はできない。

平成 年 月 日

中間前金払に係る認定請求書

熊谷市長 氏 宛

住 所
受注者 商号又は名称 ⑩
代表者職氏名

下記の工事について、中間前金払の請求をしたいので、要件を満たしていることの認定を請求します。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで
請負代金額	金 円
摘 要	

【添付書類】

- 1 工事履行報告書（様式第 3 号。工程表を添付すること。）
- 2 その他（ ）

様式第3号（第6条関係）

工 事 履 行 報 告 書

作成日 平成 年 月 日

工 事 名				
工 期	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで			
月 別	予 定 工 程 ※（ ）は工程変更後	実 施 工 程	差	備 考
平成 年 月	% (%)	%	(+・- %)	
平成 年 月	% (%)	%	(+・- %)	
平成 年 月	% (%)	%	(+・- %)	
平成 年 月	% (%)	%	(+・- %)	
平成 年 月	% (%)	%	(+・- %)	
平成 年 月	% (%)	%	(+・- %)	
平成 年 月	% (%)	%	(+・- %)	
平成 年 月	% (%)	%	(+・- %)	
平成 年 月	% (%)	%	(+・- %)	
平成 年 月	% (%)	%	(+・- %)	
平成 年 月	% (%)	%	(+・- %)	
平成 年 月	% (%)	%	(+・- %)	
(その他記載欄)				

現場代理人	主任(監理) 技 術 者

監 督 員

- 注) 1 工程表を添付すること。
 2 実施工程については、当該報告月までの出来高（累計）を記載すること。
 3 工事の進捗状況等を確認するため、必要に応じて資料等の提出を求めることがある。

熊 収 第 号
平成 年 月 日

中間前金払に係る認定（不認定）通知書

様

熊谷市長 氏 名 印

下記の工事について、中間前金払に係る [認定] を決定したので通知します。
不認定

記

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで
請負代金額	金 円
摘 要	

平成 年 月 日

中間前払金支払請求書

熊谷市長 氏 宛

住 所
受注者 商号又は名称 ⑩
代表者職氏名

下記の工事について、中間前払金の支払を請求します。

記

工 事 名		
工 事 場 所		
工 期	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで	
請 負 代 金 額	金 円	
中間前払金請求額	金 円	
摘 要		
振 込 先	金融機関名	
	口座番号	普通
	(フリガナ) 名 義 人	

注) 1 中間前払金請求額の算定方法

請求額 = 請負代金額（消費税込み）× 0.2 以内 （10万円未満切捨て）

2 振込先は、保証事業会社が発行した当該中間前払金に係る保証証書に記載された預託金融機関の普通預金口座とする。

【添付書類】

- 1 当該中間前払金に係る保証証書（正・写し各1通）
- 2 当該工事の工事請負契約書（写し1通）